

赤穂市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本事業は、赤穂市立保育所で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下「紙おむつ等」という。）を月額定額制で利用できる「紙おむつ等定額利用サービス」（以下「サービス」という。）を導入し、児童を預ける際に紙おむつ等を持参する保護者及び紙おむつ等を児童ごとに管理する保育士等の負担軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 名称

赤穂市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

「赤穂市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業実施期間

令和8年8月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、当該サービスの利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえた上で、市教育委員会と事業者が協議して令和11年3月31日までに事業を終了することがある。また、実施期間満了後も、改めて公募等を実施して事業を継続する可能性がある。なお、市教育委員会が令和11年3月31日までに事業を終了する場合において、市教育委員会は、事業の終了により事業者が発生する損害及び事業の継続により事業者が得られる利益は補償しない。

3 選定方法

本事業は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって候補事業者を選定する。

4 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件をすべて満たさなければならない。なお、プロポーザルに参加する者が協定書締結までの間に参加資格要件を失った場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書提出時点で、赤穂市入札参加資格者名簿（物品納入を含む。）に登載されている者又は以下の要件をすべて満たす者であること。

ア 国税及び地方税を滞納していない者。

イ 参加申込みを行う日において、引き続き2年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 参加申込書の提出から協定書の締結までの間に、入札参加資格制限及び指名停止基準（平成19年12月26日訓令甲第60号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団（赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）であると認められる。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- カ 業務の一部を第三者に行わせる場合、その第三者がアからオまでのいずれかに該当すると知りながら、その第三者と契約を締結したと認められる。
- (6) 個人情報に関する扱いに適正に対応するため、個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム（プライバシーマーク、ISMS等）を有し、社内ルールや法令順守の仕組みが整備されていること。
- (7) 令和8年4月1日時点において、公立の保育所等に通う児童の保護者と直接契約を締結し、紙おむつ等を月額定額制により利用できるサービスを5自治体以上で提供していること。

5 実施日程

年 月 日	内 容
令和8年6月 5日（金）	実施要領公表、公募開始
令和8年6月 5日（金）～ 令和8年6月24日（水）午後5時	参加申込書・企画提案書等の提出期間
令和8年6月12日（金）午後5時	質問最終締切
令和8年6月17日（水）	質問への最終回答期限
令和8年6月下旬	選定実施
令和8年6月下旬	選定結果通知及び協定締結
令和8年8月1日（予定）	サービス開始

6 提出書類、提出方法等

(1) 参加申込に関する書類

ア 参加申込書（様式1）・・・1部

イ 会社概要（パンフレットも可）・・・9部

※業務内容及び従業員数等会社規模が分かるもの。

ウ 財務諸表類（任意様式）（直前1事業年度分）・・・1部

※貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書。

エ 赤穂市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は以下の書類（原本）・・・各1部

(ア) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。発行日が申請日から起算して3か月以内であるもの。）

(イ) 税務署の納税証明書（納税証明書その3の3。発行日が申請日から起算して3か月以内であるもの。）

(ウ) 兵庫県及び赤穂市の納税証明書（兵庫県及び赤穂市に納税義務がある者のみ。発行日が申請日から起算して3か月以内であるもの。）

オ 役員等調書及び照会承諾書（様式2）・・・1部

カ 実績書（様式3）・・・9部

キ プライバシーマーク等取得認定書（コピー可）・・・1部

(2) 企画提案に関する書類

ア 企画提案書（任意様式）・・・9部

(ア) 体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとすること。

(イ) 企画提案書の内容は、別紙「評価基準表」を参考にして記載すること。

(ウ) 仕様書の内容に基づいた記載とすること。

(エ) 仕様書に示していない内容であっても、本市教育委員会にとって有益になると思われる企画については、積極的に提案すること。

(オ) 企画提案は1者につき1提案とすること。

(カ) 提出書類は、情報公開請求の公開対象となるため、開示を希望しない場合は、参加申込書（様式1）の右下部分に「※企画提案書は、開示を希望しない。」と記載すること。

(キ) 提出書類は返却しない。

(ク) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。

(3) 提出の期限等

ア 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合、土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）とし、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法で行い、6月24日（水）午後5時必着とする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

ウ 提出先

1 1 問い合わせ先及び書類提出先

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、本市教育委員会が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

(5) 参加を辞退する場合

参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式5）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、(3)に記載の方法により提出する。

7 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式4）を期日までに提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時必着

(2) 提出先

赤穂市教育委員会 こども育成課

E-mail kodomo@city.ako.lg.jp

(3) 提出方法

質問書（様式4）に質問事項等を記載し、電子メールに添付して(1)の提出期限までに(2)の提出先に送信すること。その際、件名を「紙おむつ等定額利用サービス事業に関する質問書」とするとともに、到達の確認のため、送信後に赤穂市教育委員会 こども育成課（電話番号：0791-43-7065）まで電話連絡すること。来訪及び電話による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

回答は個別に行わず、令和8年6月17日（水）までに、随時、本市ホームページに公開する。ただし、質問の内容によって、プロポーザル方式による業者選定に公平性が保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

8 企画提案書の評価及び評価基準

(1) 提出された企画提案書をもとに赤穂市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で評価を行う。

(2) 審査委員会は、企画提案書をもとにした書類審査により、別に定める評価基準に基づき評価を行う。

(3) 審査委員会による評価の結果、評価合計点が最も高い提案を行った者を候補事業者として選定する。

(4) 評価合計点が最も高い提案を行った者が2者以上いる場合は、月額利用料金が最も安い提案者を候補事業者として選定する。

(5) 月額利用料金が同額である場合は、審査委員長が決定する。

(6) 評価合計点（980点満点）が6割（588点）に満たない者は、候補事業者を選定しない。

- (7) 審査結果は、令和8年6月下旬に、参加したすべての提案者に対し電子メールで通知し、赤穂市ホームページに掲載する。なお、候補事業者を除く、提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けない。

9 協定書の締結

- (1) 審査結果通知後、選定された候補事業者と本市教育委員会とで協議し、協議が成立した場合には、本事業に係る協定書を締結する。
- (2) 協議が成立しない等により候補事業者と協定書を締結できないときは、その選定を取り消すとともに、評価合計点が次点の者を候補事業者として選定し、協定書を締結するものとする。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等、本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は企画提案者に帰属するものとするが、組織内において、選定に必要な範囲で複製することがある。
- (4) 選定の経緯及び内容については、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、選定結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (5) 企画提案書等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは失格とし、指名停止等の措置を行うことがある。
- (6) 参加申込者又は企画提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には失格とし、指名停止等の措置を行うことがある。
- (7) 本事業は、プロポーザル方式により候補事業者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、赤穂市教育委員会との協議に基づいて決定するものとする。
- (8) 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市教育委員会は協定を解消するものとする。この場合、教育委員会、保育所、保護者に生じた損害は事業者が賠償するものとする。
- (9) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、本事業を変更又は中止する場合がある。この場合、参加申込者又は企画提案者に対して赤穂市教育委員会は一切の責任を負わない。
- (10) 提出書類は、赤穂市情報公開条例（平成17年赤穂市条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、受注者以外から提出された企画提案書は対象外とする。
- (11) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜教育委員会が判断する。

1 1 問い合わせ先及び書類提出先

〒678-0292

兵庫県赤穂市加里屋81番地

赤穂市教育委員会こども育成課

TEL : (0791) 43-7065

FAX : (0791) 43-6895

メール : kodomo@city.ako.lg.jp